

四万十町教育委員会会議録（平成29年3月定例会）

1. 日 時 平成29年3月7日（火）9：00～12：55

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教育委員長	谷脇健司						
教育委員	大村和志	中屋建八	岡林雅子				
教育長	川上哲男						
事務局	教育次長	熊谷敏郎					
	生涯学習課	課長	辻本明文				
	学校教育課	課長	杉野雅彦	副課長	西谷典生		
	教育研究所長	岡澄子					

4. 傍聴者

7名

5. 日 程

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名（岡林雅子委員）

(4) 議題

- ①議案第1号 平成28年度教育委員会関係3月補正予算案について
- ②議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●）
- ③議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●）
- ④議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●）
- ⑤議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●）
- ⑥議案第6号 四万十町保育所苦情受付相談員の委嘱について
- ⑦議案第7号 四万十町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の選定について
- ⑧議案第8号 平成29年4月1日付け高知県公立学校教職員人事異動内申について
- ⑨議案第9号 平成29年4月1日付け学校校務員及び保育所等職員の人事異動について

(5) 協議事項

- ①指定校区外就学申請の取扱いについて

(6) 報告事項

- ①全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について
- ②高知県学力定着状況調査結果について
- ③校区外就学にかかる部活動状況報告について

(7) その他

- ①平成29年度教育行政方針について
- ②講演会について（主催依頼）

6. 議 事

委員長 : 本日は、傍聴者の方もおいでになりますので、協議事項の順番を変更したいと思います。

まずは、その他②講演会について（主催依頼）について、説明をお願いします。

（教育長より、おのみち - 測定依頼所 - 講演会的主催依頼について、説明する。協議後、今回については主催としないことと決定する。なお、町・議会と歩調を合わせて後援等で対応することとした。）

委員長 : ここで、小休とします。

（小休中）

委員長 : 再開します。

続きまして、その他①平成29年度教育行政方針について、説明をお願いします。

（教育長より、平成29年度教育行政方針について、説明する。）

委員長 : この件につきまして、何か特にあればお聞きします。

委員 : 基本的には、これで必要なことが書き込まれていると思います。具体的な目標を掲げる時に、その目標が評価可能かどうかという設定の仕方というのに心掛けていただきたいと思います。強要するような言い回しにならないよう気を付けながら文章を書いていくというのは必要だと思いました。全体的には、この方向性で私はいいと思います。

委員 : ウルトラマラソンの所に町民融和という言葉がずっと使われているが、合併して10年も経過したので、どうでしょうか。また、環境浄化活動の推進という言葉についても検討してみてはどうでしょうか。

委員長 : これに関して、事務局は何かありますか。

教育長 : 町民融和の醸成については、お互いボランティアも募りながら、みんなで大会を盛り上げていこうという形の意味合いと想っているところです。

環境浄化というと、物質的というよりも、少年等に有害な環境の排除、解消等ということでの記載としております。

委員 : 環境浄化に教育というのを入れ教育環境を浄化とすればいいのではないのでしょうか。それと、桜マラソンですが、マラソン人口の拡大、町民の健康増進、町民融和というのを土台として教育委員会が取り組んでいます。認知もされ目標が交流人口の拡大等に移っていると思いますので、商工観光課の守備範囲に移していてもいいんじゃないかなというふうな気持ちがあります。次の10回大会に向けて検討すべきではないのでしょうか。

教育長 : 環境浄化活動の推進に教育を入れるというご意見いただきました。これについては、検討します。また、桜マラソンの件については、町長、副町長、幹部が集まったの会において委員おっしゃられた事項等について、お話をしておりますが、現状においては今の形態でお願いしたいということでもあります。

委員：子どもの健全育成の推進というところで、認定こども園のノウハウを保育にも反映させるとともに、新たな認定こども園の整備についても研究を進めますと書いています。保育所訪問で何回かお伺いしますが、認定こども園と保育所では、教育内容、保育内容は変わりないですね。認定こども園の教育目標と、保育目標はほとんど一緒です。内容も一緒です。各保育所の先生たちは一生懸命頑張って子どもたちに生きる力を付けるために日々努力をされているということがケーブルテレビなんかを見てもよく分かるんですけど。認定こども園のノウハウを保育にも反映させるということについて、私は疑問にずっと感じています。

委員長：この件について、事務局何かありますか。

教育長：教育振興基本計画は平成26年度に策定をし、5年間を見通し、新たな認定こども園の整備についても研究を進める、それを検討していきますよというようなことを入れております。研究を進める中で、そういったニーズがあるかどうかいうところについても調査し、必要によってはアンケートということも必要かなと思っております。そういうところを最終的には見極めて、認定こども園が必要なのかは判断しないとけないところですよ。

今はまだそういったような計画過程ということで、捉えていった方がいいかなとは思っております。

委員：保育所訪問に伺った時に各現場の意見も私は聞きました。認定こども園について、各所長さんはどういうふうに考えてますかと聞くと、保育所に入れられない子どもはいないので、認定こども園は必要とは思わないという意見が大半だったと思います。

認定こども園のノウハウを保育にも反映させるとなると、保育所が就学前教育のことを担ってないような意味合いに取られるようなこともあって、自分としてはここ不本意です。

委員：保育園にもノウハウはありますね。認定こども園にしっかりしたノウハウがあるという前提ならば、この文章でもOKだと思います。さも保育園にはノウハウがないように書かれているところが、引っ掛かります。

認定こども園のノウハウを確立し、保育園のノウハウとも融合させながら保育の充実を図るという文章なら、いいのではないのでしょうか。

委員長：教育環境浄化活動の推進、教育を入れるということで、それはよろしいですか。

全委員：はい。

委員長：ここで、小休とします。

(小休中)

委員長：再開します。

教育長：文言については、一度事務局の方で整理をさせていただいて、次回の臨時教育委員会でもう一度お示しをさせていただくということで、ご理解いただけたらと思います。

委員：四万十町に埋蔵文化財として将来的に発掘しないとけないという場所ありますか。

事務局：米奥が県の補助を予定していますので、その工事が始まる前にやっていくことになるのではないかと思います。

大規模な開発行為が行われる場合がありましたら、そこの分を試掘し、出てきたら、その工事を止めて、実際全部掘り起こすようなことになってきます。

委員：既に発掘されている埋蔵文化財はたくさんありますし、地域の氏神様に奉納されている非常に古い文化財はたくさんあります。保存する環境及び設備が町内にないということで、県の方に委託し持っていかれることにもなりますので、考えなければなりませんね。

委員長：先程の保育の関係は、事務局で検討していただき臨時教育委員会で協議することよろしいでしょうか。

全委員：はい。

委員長：教育行政方針については、これで終わりたいと思います。
これからは、非公開で行いたいと思います。傍聴の方、退席をお願いします。

(傍聴者退席)

委員長：ここで、小休とします。

(小休中)

委員長：再開します。
議案第1号 平成28年度教育委員会関係3月補正予算案について、説明をお願いします。

(事務局より、平成28年度教育委員会関係3月補正予算案について、説明する。)

委員長：この件について、ご質問・意見はありませんか。
ないようですので、お諮りをします。議案第1号 平成28年度教育委員会関係3月補正予算案は、承認よろしいでしょうか。

全委員：はい。

委員長：議案第1号 平成28年度教育委員会関係3月補正予算案は、承認をされました。
続きまして、議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)、説明をお願いします。

(事務局より、指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)、説明する。)

委員長：この件について、ご意見はないでしょうか。

委員：世帯の状況というのは、いつの時点での世帯の状況かというのを、書類自体に書いておくといいかなと思います。

委員長：事務局、次回からお願いします。その他はございませんか。
それでは、お諮りをします。議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)は、承認よろしいでしょうか。

全委員：はい。

委員長：議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)は、承認をされました。

続きまして、議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）、説明をお願いします。

（事務局より、指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）、説明する。）

委員長：この件についてのご質問、ご意見をお受けします。ありませんか。
ないようですので、お諮りをします。議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）は、承認でよろしいでしょうか。

全委員：はい。

委員長：議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）は、承認をされました。

続きまして、議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）の件です。説明をお願いします。

（事務局より、指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）、説明する。）

委員長：この件についてのご質問、ご意見を伺います。

委員：参考までに教えてほしいのですが、先月も●●●●●から、●●●●●ではなく●●●●●という案件がありましたが、●●●●●から●●●●●に入る人は何人中何人ですか。

教育長：●●●●●6年生は●名で、このうち、先月に行われた時の指定校区外就学の申請では●名の方が校区外の就学ということで承認をいただいています。今回●名の方が申請していますので、●名の方が●●●●●へ就学を希望しています。

委員：●分の●ですね。ということは、●人中●人は●●●●●へということですね。

委員長：その他には、ご意見はありませんか。

それでは、お諮りをします。議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）は、承認でよろしいでしょうか。

全委員：はい。

委員長：議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）は、承認されました。

続きまして、議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●●●●●）、説明をお願いいたします。

（事務局より、指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●●●●●）、説明する。）

委員長：この件についてのご質問、ご意見を伺います。ありませんか。
それでは、お諮りをします。議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについては、承認でよろしいでしょうか。

全委員：はい。

委員長：議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●●●●●）は、承認をされました。

続きまして、議案第6号 四万十町保育所苦情受付相談員の委嘱についてです。説明をお願いします。

(事務局より、四万十町保育所苦情受付相談員の委嘱について、説明する。)

- 委員長 : 皆さん、新任の方ばかりですか。
- 事務局 : ●●さん、●●●さん、●●さん、●●さんが再任です。●●さんだけが新任です。
- 委員長 : この件についてのご質問とご意見を伺います。
- 委員 : 保育所苦情受付相談員設置要綱の目的というより、資格と職務のところにきちっと適合するという審査を経て、この5名は選ばれているのですね。そういう審査をして、資格を有し、職務を全うできるということで、そういう審査をしているのですね。
- 事務局 : そういうことで、推薦させていただきます。
- 委員長 : その他にはございませんか。
- それでは、お諮りをします。議案第6号 四万十町保育所苦情受付相談員の委嘱については、承認でよろしいでしょうか。
- 全委員 : はい。
- 委員 : 保育所苦情受付相談員は、保育所に通わせてる保護者の方には、きちっと伝えられてるのですか。
- 委員 : 保育所の出入口に苦情受付相談員、苦情受付の所長と主任保育士の名前を張りなさいとなっていますので、そういうのはきちっとしています。
- 委員 : 分かりました。
- 委員長 : 議案第6号 四万十町保育所苦情受付相談員の委嘱は、承認をされました。
- 続きまして、議案第7号 四万十町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の選定について、説明をお願いします。

(事務局より、四万十町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の選定について、説明する。)

- 委員長 : この件についてのご意見を伺います。
- 協議する以前に確定的な方は、たくさんおられるじゃないですか。
- 委員 : 協議が必要な人というのは、5番●●さんですか。
- 事務局 : ●●さんですね。
- 委員長 : 確認を取ります。5番●●さん以外の方は承認でよろしいでしょうか。
- 全委員 : はい。
- 委員長 : 5番の●●●●さんの件につきまして、審議をお願いしたいと思います。
- 委員 : ご活躍を存じていないので、該当するかどうかということを議論する術を持たないのですが、窪川高校の校長先生の推薦ということを判断基準にせざるを得ないかなと思います。そういうことでいうと、適当かなと思います。
- 教育長 : 校長先生の方から推薦というところに加えて、私、この方は存じております。推薦理由の中にも、地域の農業教育振興や美化活動等の環境整備に貢献をしておるとなっています。素晴らしい方だと思います。
- 委員長 : 教育長から付け加えてということでの説明でございましたが、その他の方ご意見はございませんか。

それでは、お諮りをします。議案第7号 四万十町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の選定について、この方々全員の承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第7号 四万十町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の選定については、承認をされました。

委員長 : 続きまして、議案第8号 平成29年4月1日付け高知県公立学校教職員人事異動内申について、説明をお願いします。なお、この件につきましては、教育委員、教育長、次長のみで協議をして、資料は終了後回収いたしますので、よろしく申し上げます。

(生涯学習課長、学校教育課長・副課長、教育研究所長 退室)

(事務局より、平成29年4月1日付け高知県公立学校教職員人事異動内申について、説明する。)

委員長 : この件についてのご意見ありましたら、お受けしたいと思います。

それではお諮りをします。議案第8号 平成29年4月1日付け高知県公立学校教職員人事異動内申については、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第8号 平成29年4月1日付け高知県公立学校教職員人事異動内申については、承認をされました。

議案第9号 平成29年4月1日付け学校校務員及び保育所等職員の人事異動について、説明をお願いします。

(事務局より、平成29年4月1日付け学校校務員及び保育所等職員の人事異動について、説明する。)

委員長 : この件についてのご意見ありましたら、お受けしたいと思います。

それでは、お諮りをします。議案第9号 平成29年4月1日付け学校校務員及び保育所等職員の人事異動については、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第9号 は平成29年4月1日付け学校校務員及び保育所等職員の人事異動については、承認をされました。

(生涯学習課長、学校教育課長・副課長、教育研究所長 入室)

委員長 : 続いて、協議事項の説明をお願いします。

(事務局より、指定校区外就学申請の取り扱いについて、説明する。)

委員長 : ここで、小休とします。

(小休中)

- 委員長 : 再開します。
この件につきましては、継続審議ということでお願いをしたいと思います。
6の報告事項の中で、次回に延ばしていいものと、今日終わりにしないといけない
ことがあると思いますが、どのようなものでしょうか。
- 事務局 : これは、次回の臨時の委員会の方で報告させていただきたいと思います。
- 委員長 : では、報告事項の3点は、次回の臨時委員会で報告をさせていただきます。
ここで、小休とします。

(小休中)

- 委員長 : 再開します。
その他、特にございませんか。
- 全委員 : ありません。
- 事務局 : ありません。
- 委員長 : これで、平成29年3月定例教育委員会を閉じます。

(閉会)

3月の臨時委員会予定 平成29年3月21日(火)
4月の定例委員会予定 平成29年4月11日(火)

委員長 : _____

署名人 : _____